

○日本赤十字社救護規則

(昭和 30 年 6 月 20 日本達甲第 4 号)

**改正** 昭和 37 年 9 月本達乙第 9 号 昭和 38 年 6 月本達甲第 3 号  
昭和 39 年 3 月本達甲第 2 号 昭和 47 年 3 月本達甲第 2 号  
昭和 49 年 7 月本達甲第 3 号 昭和 61 年 3 月本達甲第 2 号  
平成 6 年 3 月本達甲第 2 号 平成 10 年 3 月本達甲第 1 号  
平成 14 年 2 月本達甲第 1 号 平成 29 年 12 月本達甲第 2 号

日本赤十字社救護規則を次のとおり定め、発表の日から施行する。

日本赤十字社救護規則

(目的)

第 1 条 この規則は、日本赤十字社定款第 47 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する業務(以下「救護業務」という。)の実施について基本的事項を定め、もってその組織的活動の円滑かつ的確な遂行を図ることを目的とする。

(救護業務)

第 2 条 日本赤十字社の救護業務は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護
- (2) こころのケア
- (3) 救援物資の備蓄及び配分
- (4) 血液製剤の供給
- (5) 義援金の受付及び配分
- (6) その他応急対応に必要な業務

2 前項の救護業務に関連し、次の業務を実施する。

- (1) 復旧・復興に関する業務
- (2) 防災・減災に関する業務

(救護業務の実施主体)

第 3 条 前条第 1 項及び第 2 項第 1 号に規定する業務は、災害等により被災した地域の支部(以下「被災地支部」という。)の支部長(以下「被災地支部長」という。)が実施する。

2 被災地支部長は、本社、関係支部及び関係機関と密接な連絡調整を図りながら当該業務を実施する。

3 前条第 2 項第 2 号に規定する業務は、平時より社長及び支部長が実施する。

(支援の要請)

第 4 条 被災地支部長は、当該支部での対応が困難と認めたときは、社長が別に定める支部長に対し、その支援を求めるものとする。

- 2 前項の規定により支援の要請を受けた支部長は、同一地方の支部長に対し、支援を要請する。
- 3 第1項の規定により支援の要請を受けた支部長は、さらに広域的な支援を必要と認める場合は、社長に対し支援を求めるものとする。その要請を受けた社長は、社長が別に定める支部長に被災地支部の支援に関する必要な指示を行い、当該指示を受けた支部長は、同一地方の支部長に対し、支援を要請する。
- 4 被災地支部長は、第1項にかかわらず、緊急を要する場合等は、近接する支部長に支援を求めることができる。
- 5 災害等により被災した地域に近接する支部の支部長は、災害等の状況により必要と認められる場合には、独自の判断により救護班及び救護業務に従事する者（以下「救護班等」という。）を派遣することができる。ただし、この場合において救護班等を派遣した支部長は、社長及び被災地支部長に派遣の旨を報告して必要な指示を仰ぐものとする。
- 6 社長は、災害等の状況により必要があると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、被災地支部の支援を行うものとする。

（支援の義務）

第5条 前条の規定により支援につき要請又は指示を受けた支部長は、直ちに支援につき必要な措置をとらなければならない。

- 2 前条の規定により派遣された救護班等は、被災地支部長の指揮を受けるものとする。

（社長による実施）

第6条 社長は、第2条第1項及び第2項第1号に規定する業務に関し、必要があると認めたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、当該業務を実施することができる。

（業務計画）

第7条 社長及び支部長は、救護業務の内容、実施体制、関係機関との連携その他救護業務に関する計画を作成し、その計画を実施するために必要な措置を常時とっておかななければならない。

- 2 支部長は、災害等の発生に伴い、第3条第1項の規定により業務を実施する場合、当該業務の実施にかかる方針及び計画を作成しなければならない。

なお、第6条の規定により、社長が業務を実施する場合は、社長が作成するものとする。

（救護員の登録）

第8条 社長又は支部長は、救護業務に従事させる必要がある者（以下「救護員」という。）を次に掲げる区分に従って、社長が別に定めるところにより登録しなければならない。

- (1) 本部要員
- (2) 救護班要員
- (3) 現地医療班要員
- (4) 血液供給要員
- (5) 特殊救護要員

2 救護員（職員である救護員を除く。）の登録は、毎年更新するものとする。

（救護員の任命又は委嘱）

第9条 救護員は、社長又は支部長が任命又は委嘱する。

（救護班及び現地医療班の編成基準）

第10条 救護班及び現地医療班の編成基準は、社長が別に定めるとおりとする。ただし、救護班の編成基準については、災害等の規模等により、必要があると認めるときは、社長は、特別の編成基準を定める。

（常備救護班の数）

第11条 本社及び支部において常備すべき救護班の数は、社長が別に定めるとおりとする。

（救護員の服装）

第12条 救護員が、救護業務に従事するときは、社長が別に定める制服を着用するものとする。ただし、現地医療班要員及び特殊救護要員として登録されている救護員は、当該制服を用いることなく標識のみを着用することができる。

（救護員の訓練）

第13条 社長及び支部長は、必要に応じ、救護員に対し、救護業務に必要な訓練を実施しなければならない。

（救護装備の整備及び救護材料・血液製剤の準備）

第14条 社長及び支部長は、救護業務に必要な救急車等の装備を整備するとともに、必要な救護材料及び血液製剤を準備しておかなければならない。

（救護材料の保管）

第15条 救護材料のうち、医療機器、医薬品その他の衛生材料は、支部長が直接管理する救護材料倉庫又は医療施設に保管するものとする。ただし、支部長において特別の事情があると認めた場合は、衛生材料の一部を地区又は分区に保管させることができる。

（救援物資の備蓄）

第16条 社長及び支部長は、災害等の発生に備えて救援物資を備蓄しておくものとする。

（救護準備の現況報告）

第17条 支部長は、次に掲げる事項に関し、毎年度、社長に現況を報告しなければならない。

- (1) 救護員の登録人員
  - (2) 救護装備及び救護材料の整備状況
- (協定内容の報告)

第 18 条 支部長は、災害救助法第 16 条の規定に基づき、都道府県知事が委託する事項について、あらかじめ都道府県知事と協定を締結したときは、その内容を社長に報告しなければならない。協定を変更したときも同様とする。

(運送、通信事業者の協力に関する協定)

第 19 条 社長及び支部長は、管内における運送及び通信事業に関係ある者に対し、日本赤十字社法第 34 条の規定に基づき、救護員又は救護用物資の運送及び救護業務に関する通信について便宜を受けるため、あらかじめ必要な協定をしておかなければならない。

(業務開始報告)

第 20 条 被災地支部長は、救護業務を開始した場合は、直ちに社長に報告しなければならない。

(警戒本部及び対策本部)

第 21 条 社長及び支部長は、災害等の発生のおそれがあるとき又は災害等の状況に応じ、必要があると認めたときは、救護業務の実施に関し、連絡統制を図るため、臨時に本社又は支部に警戒本部又は対策本部を設けるものとする。

(救護員の招集)

第 22 条 救護員の招集は、社長及び支部長が行う。ただし、支部長は災害等の状況により緊急の必要があると認めたときは、地区本部長、地区長又は分区長に現地医療班の招集を行わせることができる。

2 救護員に対する招集の通知は、招集の日時、集合すべき場所その他必要な事項を明らかにして、社長又は支部長が定める方法により行うものとする。

3 社長又は支部長は、救護員に対する招集方法、招集通知の方法等に関して救護員に周知しておかなければならない。

(使用者に対する協力依頼)

第 23 条 社長及び支部長は、救護員を招集しようとする場合は、招集しようとする救護員(職員である救護員を除く。)の使用者に対し、その雇用にかかる救護員を招集しようとする旨を連絡し、その協力を得るようにしなければならない。

(救護業務に従事させる期間)

第 24 条 救護員を救護業務に従事させる期間(職員である救護員の場合を除く。)は、特別の事情のない限り、応急救助に必要な最少限度の所要日数に止めなければならない。

(本社救護班・救護員の派遣)

第 25 条 社長は被災地支部長の実施する救護業務を支援するために、必要があると認めるときは、本社救護班及び救護員を被災地支部に派遣する。

(救援物資の配分)

第 26 条 社長及び支部長は、災害等が発生したときは、必要に応じ、すみやかに救援物資を被災者に配分しなければならない。

(義援金の受付及び配分)

第 27 条 社長及び支部長は、災害等が発生し、必要があると認めるときは、社長が別に定めるところにより義援金の受付及び配分を行うものとする。

(実費弁償)

第 28 条 社長及び支部長は、救護員を救護業務に従事させたときは、日本赤十字社旅費規則の定める旅費その他の実費を弁償しなければならない。

(扶助金の支給)

第 29 条 社長及び支部長は、救護員（職員である救護員を除く。）が救護業務に従事し、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金を社長が別に定めるところに基づいて支給しなければならない。ただし、扶助金の支給を受けるべき者が、使用者から療養その他の給付又は補償を受けたとき及び扶助金の支給の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は賠償の限度において、扶助金を支給しない。

(支援の措置報告)

第 30 条 第 4 条の規定により支援を行う支部長は、当該措置の概況を社長に報告しなければならない。

(救護員の招集解除)

第 31 条 社長及び支部長は、救護業務を終了したと認めるときは、直ちに救護員の招集を解かなければならない。

(業務終了報告)

第 32 条 救護業務を実施した被災地支部長は、当該業務を終了したときは、その実施概況を社長に報告しなければならない。

(扶助金の支給報告)

第 33 条 支部長は、第 29 条の規定により扶助金を支出したときは、その旨を社長に報告しなければならない。

(ボランティアに対する協力依頼)

第 34 条 社長及び支部長は、第 2 条に規定する業務の実施につき、赤十字ボランティアに協力を求めることができる。

(細則への委任)

第 35 条 この規則に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

#### 附 則

次の諸規程は、廃止する。

- 日本赤十字社戦時救護規則(大正 11 年本達甲第 4 号)
- 日本赤十字社災害救護規則(明治 44 年本達甲第 18 号)
- 日本赤十字社救護員任用規則(大正 11 年本達甲第 7 号)
- 日本赤十字社救護員準備規則(大正 11 年本達甲第 6 号)
- 日本赤十字社救護員召集規則(大正 10 年本達甲第 6 号)
- 日本赤十字社救護員懲戒規則(大正 11 年本達甲第 12 号)
- 日本赤十字社救護員戦時給与規則(大正 11 年本達甲第 9 号)
- 日本赤十字社救護員ノ俸給ニ関スル件(昭和 16 年本達甲第 14 号)
- 救護書記救護看護婦長等ニ対シ当分ノ間戦時加俸増率ノ件(昭和 17 年本達甲第 20 号)
- 日本赤十字社救護員戦時扶助及弔慰規則(大正 14 年本達甲第 2 号)
- 戦時又ハ事変ニ際シ軍患者ノ収療ヲ命セラレタル本社所属病院ニ於テ看護婦代用ニ服スル救護看護婦生徒ノ扶助及弔慰ニ関スル件(昭和 16 年本達甲第 4 号)
- 日本赤十字社救護員帰郷療養規則(明治 38 年本達甲第 10 号)
- 日本赤十字社救護員平時召集給与規則(大正 9 年本達甲第 18 号)
- 救護員ノ旅費減額支給方ノ件(大正 9 年本達甲第 25 号)
- 救護員平時召集給与規則第 12 条の手当支給方の特例(昭和 22 年本達甲第 5 号)
- 日本赤十字社戦時救護規則施行手続(大正 11 年本達乙第 2 号)
- 日本赤十字社救護準備調査委員会規程(昭和 10 年本達乙第 3 号)
- 日本赤十字社救護員点呼規程(明治 43 年本達乙第 8 号)
- 日本赤十字社救護団体演習規程(明治 43 年本達乙第 9 号)
- 日本赤十字社救護員講習規程(大正 6 年本達乙第 5 号)
- 日本赤十字社救護材料取扱規程(明治 44 年本達乙第 3 号)
- 日本赤十字社救護材料格納保全要領(昭和 3 年本達丙第 2 号)
- 日本赤十字社救護団体材料定数表(明治 44 年本達乙第 8 号)
- 災害救護材料品目定数表(明治 44 年本達乙第 9 号)
- 日本赤十字社救護員戦時傷病程度例(大正 14 年本達乙第 3 号)
- 日本赤十字社救護員傷病手当規程(昭和 2 年本達乙第 4 号)
- 日本赤十字社救護員傷病扶助料支給標準(昭和 2 年本達丙第 1 号)
- 救護員特別教育規程ニ依ル旅費支給方ノ件(昭和 9 年本達甲第 7 号)
- 有給職員等召集セラレタル場合其ノ間ノ俸給、給料等ニ関スル件(昭和 12 年本達甲第 6 号)
- 軍部患者ヲ収容スル本社各病院ニ在勤スル職員臨時特別給与規程(昭和 13 年本達甲第 1 号)
- 日本赤十字社救護員臨時家族手当支給方ノ件(昭和 15 年本達甲第 7 号)

準備召集者並臨時召集者ノ給与ニ関スル件(昭和 14 年本達甲第 7 号)

災害救護資材準備並びに保管規程(昭和 23 年本達乙第 5 号)

日本赤十字社救護員帰郷療養手当金額の特例に関する件(昭和 23 年本達乙第 25 号)

附 則(平成 10 年 3 月本達甲第 1 号)抄

- 1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 2 月本達甲第 1 号)

- 1 この規則は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に婦長、看護婦長、赤十字看護婦長、看護婦(士)、赤十字看護婦、保健婦又は准看護婦(士)に任命又は委嘱されている者は、辞令を用いなくて、それぞれこの規則による看護師長、看護婦長、赤十字看護婦長、看護師、赤十字看護師、保健師又は准看護師に任命又は委嘱されたものとする。

【註】 \*1 日本赤十字社救護員服制(昭 30・6・20 本達丙第 8 号)

\*2 日本赤十字社災害義援金取扱規程(平 11・2・19 本達乙第 1 号)

附 則(平成 29 年 12 月本達甲第 2 号)

この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。